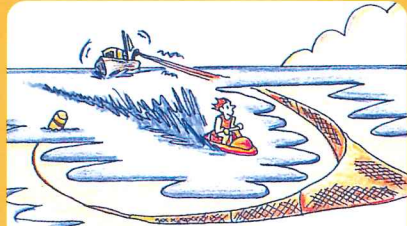


海編



水上バイクのライダーは船長です。海上法規や利用のマナーを守りましょう。



操業中の漁船の周辺には接近せず、徐行して大きく迂回しましょう。(しらす船曳き網)



パイの下は漁具があります。遠く離れて航走しましょう。(地曳き網)

河口編



波が高いときの入港船は、サーフィン状態で舵がききません。また波間の水上バイクは船から死角となっています。河口付近では入出港船の船尾側を大きく迂回して下さい。



転覆した水上バイクやライダーは、船から死角となります。河口航路周辺での遊走はたいへん危険ですので厳禁です。



入出港する船と出会ったら進路を譲り、船にわかるようオーバーアクションで待機行動をとって下さい。

相模川編



釣りや投網を打つ小舟は、引き波で転覆する危険があります。徐行して大きく迂回して下さい。



相模川では3～6月にアユの赤ちゃんが海からたくさん遡上します。この時期は静かに安心して遡上できるよう、優しさを分けて下さい。



のんびり釣りを楽しむ人々への思いやりをお願いします。また金属ラインの釣り糸は、水上バイクライダーにとってもたいへん危険です。



平塚 海浜川のルールブック

平塚市の前面に広がる相模湾は、昔から漁業者の日常生活の場として利用され、東を流れる相模川は、全国有数のアユやハゼの宝庫として大切に守られてきました。古くから須賀湊と呼ばれた相模川河口は、海運・舟運の拠点として栄え、今も多くの漁船やプレジャーボートが行き交うところです。

また、この平塚の海や川を訪れる人々が年々急速に増え、人々が憩い散策する場所として、またマリンレジャーのメッカとして賑わい、様々なレクリエーション利用が行われるようになりました。しかし一方で、これまで海や川を利用してきた漁業者と新しいレクリエーション利用者、またレクリエーション利用者同士の間で、トラブルや事故が数多く発生しています。特に最近では水上バイクによる高速航走や騒音等が問題となり、命に関わる事故の発生も懸念されています。

この「平塚」海・川・浜のルールブックは、水上バイクと漁業とが、ともに安全に共存していくためのポイントやノウハウを整理したものです。

水上バイクライダーのみなさん、ぜひこのルールを尊重され、安全で快適な思いやりのある海・川の利用をお願いします。

平塚市産業振興部農水産課みなと水産担当

平塚市千石河岸 28 番 11 号

TEL 0463-21-2066 FAX 0463-21-5809

●協力機関●

湘南海上保安署・平塚警察署・平塚市消防署

国土交通省京浜河川事務所・神奈川県

平塚市漁業協同組合・相模川第二漁業協同組合

PW 安全協会・湘南ひらつかビーチクラブ・K38JAPAN

片倉ボートマリーナ・リバーボートマリーナ・小暮マリンサービス

JEIS 関東支部・日本サーフィン連盟湘南西支部

海●河口●相模川

平塚

水上バイク
ライダーの皆さんへ



海・川・浜の ルールブック

～漁業と水上バイクの共存に向けて～

「平塚」海・川・浜のルールブック

相模川河口の航行ルール

●相模川河口は船の難所

相模川河口は、高波が立ちやすく、出口付近に浅瀬があり常に東西に移動しています。また堆砂によって航路幅は狭められ、水深も浅くなりやすいため、常に航路が一定しません。漁業者は、舵や視界が不自由なこの河口航路を安全に利用するため、昔から独自のルールである「入り船（入港船）優先」を守ってきました。

●水上バイクの河口航行ルール

河口航路でお互いの安全を図るため、水上バイクライダーのみなさんも、河口航行ルールの遵守をお願いします。

①船舶の航行優先

- ・入り船優先。小回りがきく水上バイクは、対向船に出会ったらオーバーアクションで進路を譲り、待機して下さい。
- ・船舶の追い越しや接近はしないで下さい。

②右岸導流堤側の通行と入港船の後方迂回

- ・水上バイクは、常に河口航路の西側（右岸導流堤の際）を通行して下さい。
- ・河口出口で入港船と出会ったら、水上バイクは、船尾側を大きく迂回して下さい。

③漁港（須賀港）前面から河口周辺海域での安全走行の徹底

- ・漁港（須賀港）から導流堤までは徐行。
- ・導流堤から河口周辺海域での波乗りや遊走は事故防止のため禁止です。速やかに通過して下さい。
- ・人を乗せたボート等の曳航は禁止です。

④船から目立つ恰好をして下さい。

河口拡大図



水上バイクライダーのみなさんへ!!



※人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、原動機を用いて推進する船艇（水上バイクも含まれます）を、急旋回し、疾走させる等により、遊泳している者、又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為は県条例で禁止されています。違反した場合には罰則を科せられることがあります。（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する県条例第9条）



※漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害するような行為は法律により禁止されています。違反した場合には罰則を科せられることがあります。（漁業法第143条）

しない DON'T



事故防止のため、水上バイクの航走はやめましょう。
徐行エリア内で的高速走行は止めましょう。（徐行エリア内5ノット=時速10km以下）
漁業用ブイや旗に接近したり、廻らないようにしましょう。
小舟へ接近したり、引き波により危険を覚えさせるような行為はしないで下さい。
河口航路周辺では、波乗りや遊走、人を乗せたボートの曳航は船舶航行の妨げとなり、たいへん危険ですから止めて下さい。

接近注意 CAUTION



水上バイク・プレジャーボートは操業中の漁船、魚網エリアに近づかないで下さい。
3～6月は稚アユの遡上期です。騒音等により稚アユの遡上を脅かさないよう配慮して下さい。
岸辺の釣り人の迷惑にならないように、また釣り糸に充分注意しましょう。
船舶をはじめ、遊泳者や釣り人などが多く、また浅瀬が点在し危険です。
方向転換は周りを充分確認してから行いましょう。

守る KEEP



相模川河口は入り船優先です。入港船と出会ったら進路を譲り待機して下さい。
河口導流堤間の航路を通行する水上バイクは、常に西側通行により出入港して下さい。
河口出口付近では、入出港船の船尾側を大きく迂回して下さい。
水上バイクのライダースは船からの確認を容易にするため目立つ恰好をしましょう。
海の安全ルールを守りましょう。

届・連絡 REPORT・COMMUNICATION



水難事故が発生した場合の連絡先
湘南海上保安署 0466-22-4999
平塚消防署 0463-21-3240
平塚警察署 0463-31-0110
漁業権の漁場区域にかかるイベント、レース等を行うときは漁港を利用するときは漁業協同組合及び漁港管理者に事前に連絡して下さい。
海上レースを行うときは届け出をして下さい。
湘南海上保安署 0466-22-4999
相模川河川区域内でイベント、レース等を行うときは事前に連絡して下さい。
海・浜を利用するイベントなどは届出をして下さい。

神奈川県 藤沢土木事務所 0466-26-2111
国土交通省 京浜河川事務所 相模出張所 0463-21-3713

平塚市産業振興部農水産課
みなと水産担当
0463-21-2066